

(意見の要旨記載欄)

八ッ場ダム本体工事実施に伴う土地収用法施行は、地元長野原町はもちろん下流都県にあっても、八ッ場ダムは不要なものであり反対するものです。

1. 八ッ場ダムは現地長野原町にとって必要のないものです。

1952年(昭和27年)：建設省は長野原町にダム調査を通知

1953年(昭和28年)：ダム建設反対の住民大会が開かれる。

その後ダム計画の一時中断などを含め反対運動も休止。

1965年(昭和40年)：建設省はダム建設を再度発表。地元は「反対期成同盟」を結成。

1992年(平成4年)：「反対期成同盟」は「対策既成同盟」に変更。反対運動終息。

以上見られるように、八ッ場ダム建設に地元長野原町住民は反対をしてきた歴史があります。このことは、八ッ場ダムは下流都県のためのものであって、長野原町および住民のためのものではないことは明らかです。

つまり、地元長野原町の住民の方々は、下流都県の治水・利水のために自らの故郷の水没、地域社会の毀損を受入れたものと思います。では、地元の方々の知らされた下流都県のためとは本当なのか、以下地元なるがゆえに知らされていない真実を述べます。

2. 八ッ場ダムの洪水低減効果はわずかでしかなく。下流都県にとっても無用です。

八ッ場ダム建設の必要は利根川の基本高水(計画対象洪水)に基づいています。その根拠をなすのはカスリーン台風の洪水流量ですが、2005年5月28日の衆議院予算委員会の政府答弁は「カスリーン台風が再来しても八ッ場ダムの治水効果はゼロ」としています。同様に2008年5月27日の政府答弁も明言しています。一方、カスリーン台風以外の洪水パターンを考えてみた場合、八ッ場ダムが利根川治水上意味をもつパターンがあることは確かです。しかしそのパターンは過去の主要12洪水中、昭和34年型洪水が大規模化した場合のみです。その場合でも、有益の程度は治水基準点・八斗島の堤防余裕高2mの中で、わずか十数センチの水位の低減をもたらすに過ぎません。

3. 過去65年間、利根川と江戸川の本川は一度も越流していません。

それでも国交省は洪水被害額は年平均4820億円にもなるとしています。

国交省は八ッ場ダムがない場合の利根川と江戸川本川の越流による洪水想定被害額は年平均で4820億円にもなるとしています。しかし、1950年(昭和25年)から今日まで65年間一度も越流はありません。つまり被害額ゼロを年平均4820億円としています。八ッ場ダムを造るためには虚言も辞さない恐ろしさを感じます。

4. 下流都県の都市用水の減少は20年間で八ッ場ダムの供給水量の約2倍。

利水から見ても八ッ場ダムは不要です。

八ッ場ダムは下流都県に水道用水と工業用水を合わせて日量143万トン供給する計画です。しかし、下流都県の水需要は減少の一途をたどり、1992年～2012年の20年間で水道用水は日量200万トン、工業用水は80万トン、合計280万トンも減少しています。八ッ場ダムの供給水量は143万トンですから約2倍近くにもなります。今後人口減少は急速に進みます。八ッ場ダムの必要はまったくありません。

茨城県民としてお尋ねします。

① 茨城県の八ッ場ダムの治水負担金は124億円になります。負担する根拠は河川法63条の1に規定する「著しい利益」が有るか否かです。国交省は八ッ場ダムの洪水低減効果を、利根川・江戸川河川整備計画において8洪水の1/70引き伸ばし計算の平均として利根川の治水基準点・八斗島で毎秒1176トンとし、下流の茨城県取手付近では10分の1程度に治水効果は落ちるとしています。実際に茨城県の古河、取手、神栖地点でそれぞれ何ミリの低減効果があるのでしょうか。ちなみに、茨城県は「国から知らされていない」としながら治水上も八ッ場ダムは必要としています。

② 茨城県は2011年10月八ッ場ダム検証の場に、長期水需給計画として2007年に策定した

「いばらき水のマスタープラン」を提出しました。同プランの達成年度である2020年の想定人口は297万人です。それに先立つ同年4月に発表した「茨城県基本計画」では2020年想定人口を285万人としています。茨城県は確信犯的に大きな数字を提出し、検証の場は利水も必要としました。この行為と結果をどう見ますか。